

広島県告示第千百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和七年一月九日までの間、縦覧に供する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道新市三次線	三次市西河内町一四番一地从から 三次市西河内町字大平山一〇〇〇三番一地从先まで	令和六年十二月二十六日